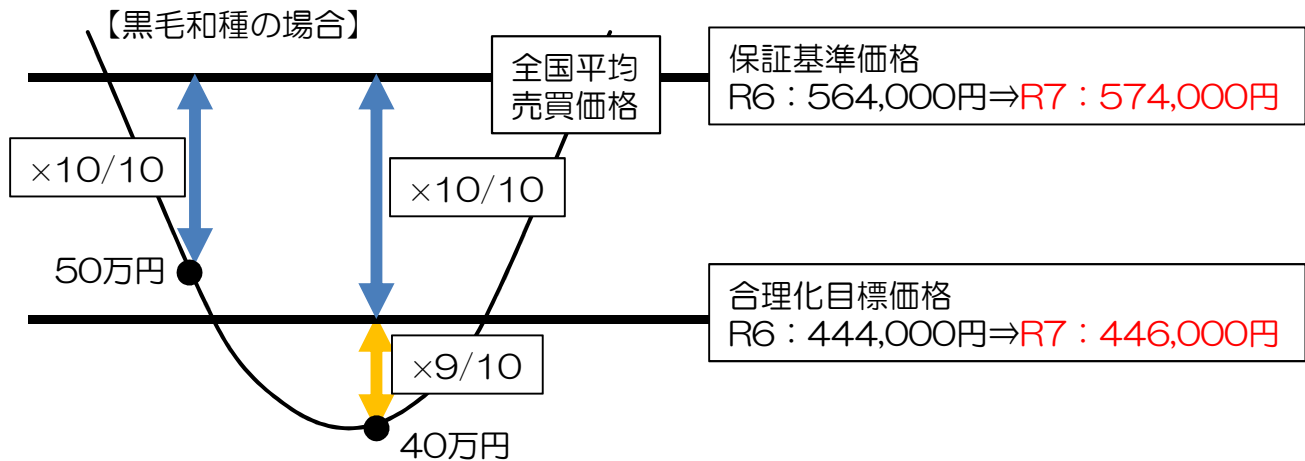


# 令和7年度肉用牛経営安定対策について

## 肉用牛繁殖農家の方への支援

### ①肉用子牛生産者補給金制度（令和7年度も引き続き措置）

全国の主要な家畜市場における指定子牛の平均売買価格が保証基準価格（合理化目標価格）を下回った場合、肉用子牛の生産者に対し、販売又は保留した肉用子牛の頭数に応じて生産者補給金が交付されます。以下のとおり、令和7年度の保証基準価格と合理化目標価格が見直されました。



#### 【具体的な交付例：四半期毎に算定】

①黒毛和種の全国平均売買価格が50万円（税込）の場合

$$574,000\text{円（保証基準価格）} - 500,000\text{円（全国平均売買価格）} = 74,000\text{円}$$

②黒毛和種の全国平均売買価格が40万円（税込）の場合

$$\{574,000\text{円（保証基準価格）} - 446,000\text{円（合理化目標価格）}\}$$

$$+ \{446,000\text{円（合理化目標価格）} - 400,000\text{円（全国平均売買価格）}\} \times 9/10 = 169,400\text{円}$$

### ②優良和子牛生産推進緊急支援事業（令和7年度も引き続き措置）

市場等で取引される和子牛の九州・沖縄ブロックの平均価格が、発動基準を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニュー（2～4つ）を行う生産者が販売した和子牛に対して1頭あたり最大3万円の奨励金が交付されます。

#### 【黒毛和種の場合】

発動基準（税込）	R6：60万円 ⇒R7：61万円	R6：58万円 ⇒R7：59万円	R6：57万円 ⇒R7：58万円
必要取組数	2つ	3つ	4つ
奨励金単価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭

#### <飼養管理向上のための取組メニュー>

母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料効率の改善</li> <li>・添加物による栄養補助</li> <li>・駆虫・防虫対策</li> <li>・寒冷・暑熱対策</li> <li>・牛体管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病防止のワクチン接種</li> <li>・疾病の早期治療</li> <li>・栄養状態を強化する人工哺乳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病防止のワクチン接種</li> <li>・発情発見機等の活用</li> <li>・高度な栄養管理</li> </ul>

### ③和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業（令和7年度から新規）

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※1, 2, 3が、発動基準（黒毛和種の場合、61万円）を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭（離島等※4は5万円/頭）が交付されます。

取組メニュー
① 地域内自給飼料の生産・利用
② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
③ 需給に応じた生産

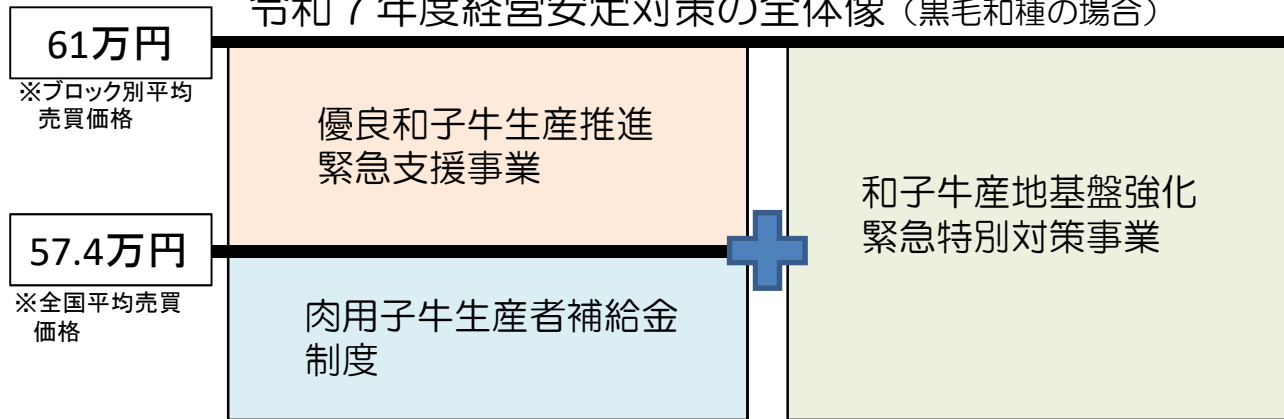
※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4：「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

#### 令和7年度経営安定対策の全体像（黒毛和種の場合）

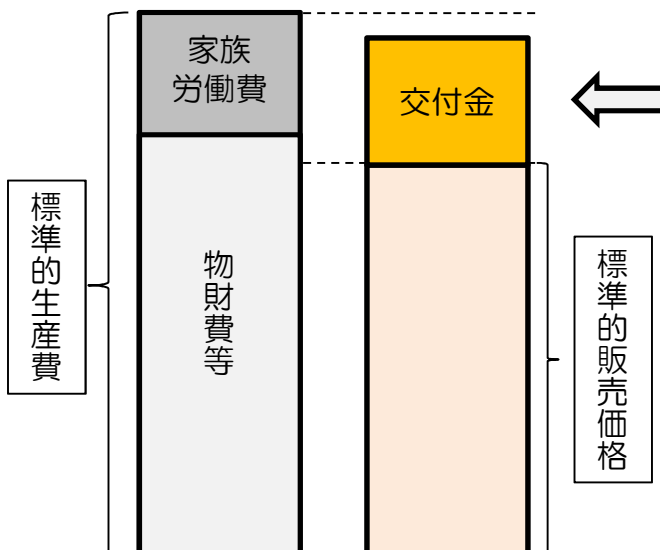


## 肉用牛肥育農家の方への支援

### ○肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

（令和7年度も引き続き措置）

生産者等（肥育牛生産者、鹿児島県）の拠出により造成した基金と国の交付金から、収益性が悪化したときに標準的販売価格と標準的生産費との差額の9割を補填することで肉用牛肥育経営の安定を図ります。



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者積立金から支払われます。）